

4月5日

市民の皆様、事業者の皆様、また医療の最前線で働く保健医療機関の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止にご尽力いただき、心より感謝を申し上げます。

さて、宮城県においては、県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、3月18日に県独自の緊急事態宣言を発表したところですが、依然として多数の新規感染者が確認されており、予断を許さない状況が続いています。

こうしたことから、国においては、4月5日から5月5日までの間、宮城県、大阪府及び兵庫県を対象として「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を実施する必要がある事態が発生した旨、公示しました。

これを受けて、宮城県においては、仙台市内の飲食店に対し、まん延防止等重点措置期間において、営業時間を午後8時までとする要請を行い、さらに、仙台市を除く県内全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店に対しては、営業時間を午後9時までとする要請を行いました。

事業者の皆様におかれましては、この要請について御理解と御協力をお願いしますとともに、市民の皆様にあっても、要請に反し営業を行っている場所に入入りすることのないよう、御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生して以来、不便と我慢を強いられる日々が続いておりますが、これ以上新規感染者を増やさないよう、皆様一人ひとりが「新しい生活様式」の実践・定着を取り入れた暮らし方、徹底した感染予防を意識していただき、感染拡大防止に力を合わせて取り組んでいく必要があります。

どうか御理解と御協力をお願いいたします。

なお、「お持ち帰り」や「出前・配達」は要請の対象外となっています。

まちの「元気」につなげるため、市内飲食店からの「お持ち帰り」や「出前・配達」を積極的に御利用いただきますよう、多くの皆様の御協力をお願いします。

多賀城市長 深谷 晃祐